



職員の執務状況

公表 人事行政の運営状況

町では、人事行政運営の公平性と透明性を高めるため「山田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の勤務条件やサービスの状況などを公表します。なお、職員の給与と職員数などについては、2月1日号の広報で公表済です。

◆問い合わせ

役場総務課行政担当（☎82-3111内線412）へ。

2 分限および懲戒処分の状況（平成17年度）

分限制度…任命権者（町長など）は▷勤務実績が良くない▷心身の故障で職務の遂行に支障がある▷その職に必要な適格性を欠いている——場合には、その職員を降任や免職することができます。また▷心身の故障で長期間の休養を要する▷刑事事件に関し起訴された——場合には休職することができます。

懲戒制度…任命権者は、職員が▷地方公務員法などに違反した▷職務上の義務に違反した、または職務を怠った▷全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった——場合に、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職などの処分をすることができます。

なお、平成17年度の分限処分、懲戒処分の該当者はありませんでした。

3 サービスの状況（平成17年度）

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。

4 研修および勤務成績の評定の状況（平成17年度）

(1) 研修の実施状況

研修区分	研修課程名	修了者数
基本研修	吏員研修（初級課程、中級課程、上級課程）、中堅職員研修、係長研修（新任課程、現任課程）、課長新任研修	14人
専門研修	法規事務研修、政策形成講座、政策法務講座、OJT実践コース指導者養成、人事評価研修、行財政研修	10人
特別研修	—	—
その他	町独自研修	18人

(2) 勤務成績判定の実施状況

平成17年度に全職員を対象に勤務評価を行いました。

5 福祉および利益の保護の状況（平成17年度）

(1) 職員の健康診断の状況

検診名	対象職員数	受診者数	受診率
子宮がん検診	64人	28人	43.8%
乳がん検診	55人	38人	69.1%
胸部検診	212人	173人	81.6%
肝臓・胆のう・腎臓検診	174人	135人	77.6%
胃がん検診	174人	121人	69.5%
循環器検診	212人	189人	89.2%
V D T 検診	—	1人	—

(2) 公務災害補償の状況

平成17年度の公務災害は発生しませんでした。

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）平成18年10月1日改正

職員の勤務時間	休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間
職員の勤務時間の割り振り	午前8時半から午後5時半まで 休憩時間…正午から1時間

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成17年度）

総給与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
6,147日	1,580日	155人	10.2日	25.7%

(3) 特別休暇の導入状況（平成18年度）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する7日の範囲内の期間
産前休暇	8週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合に、出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
妻が出産する場合の休暇	3日の範囲内
生後1年6カ月に達しない子を育てる職員のその子のための保育期間	1日2回それぞれ1時間の期間
夏季休暇	原則として連続する4日の範囲内の期間（7月～9月）

(4) 育児休業および部分休業の利用状況（平成17年度）

育児休業は最大で3年間取得できます。また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するため部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することができます。※育児休業中は無給となります。

区分	人数	承認期間
育児休業	1人	6カ月を超え1年以下
部分休業	—	—

※平成17年度に新たに取得した職員分です。

(5) 介護休暇の取得状況（平成17年度）

負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子などの介護をするために、6カ月の範囲内で介護休暇を取得することができます。なお、平成17年度の取得者はありませんでした。